

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和6年3月7日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
------------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
---------------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2300167 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2300031 号

第 1　結論

請求期間①について、請求者の A 事業所（現在は、B 事業所）における賞与支払年月日を平成 27 年 7 月 27 日、標準賞与額を 39 万 9,000 円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者の A 事業所における賞与支払年月日を平成 27 年 12 月 28 日、標準賞与額を 37 万 5,000 円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者の A 事業所における賞与支払年月日を平成 28 年 7 月 27 日、標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

請求期間④について、請求者の A 事業所における賞与支払年月日を平成 28 年 12 月 27 日、標準賞与額を 2 万円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 51 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　平成 27 年 7 月

②　平成 27 年 12 月

③　平成 28 年 7 月

④　平成 28 年 12 月

私は、A 事業所から請求期間①から④までの各期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与の年金記録がない。賞与支給明細書はないが、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

C銀行から提出された請求者に係る取引明細表（預金）及び預金取引明細表（流動性）並びに複数の同僚から提出された賞与支給明細書及び預金通帳により、請求者は、A事業所から請求期間①は39万9,000円、請求期間②は37万5,000円、請求期間③は10万円、請求期間④は2万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から④までの各期間の賞与支払年月日については、上記取引明細表（預金）及び預金取引明細表（流動性）並びに複数の同僚から提出された預金通帳から、請求期間①は平成27年7月27日、請求期間②は同年12月28日、請求期間③は平成28年7月27日、請求期間④は同年12月27日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までの各期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2300136 号

厚生局事案番号　：　東北（国）第 2300008 号

第 1　結論

平成 9 年 7 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 52 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　平成 9 年 7 月

私は、勤務していた事業所を退職後の平成 9 年 7 月 1 日から同年 8 月 10 日までの期間に A 市役所の窓口で請求期間に係る国民年金及び国民健康保険の加入手続を同時に行った後、請求期間の国民年金保険料を納付した。請求期間の領収証書は保管していないが、親からは 1 か月分だけでも国民年金保険料の未納はいけないと強く言われ、未納がないように強く言われていたので、未納がないように強く心掛けており、請求期間の国民年金保険料を納付したので記録を訂正してほしい。

第 3　判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金及び国民健康保険の加入手続を A 市役所で同時に行った後、国民年金保険料を納付した旨陳述しているが、オンライン記録によると、請求期間は国民年金の未加入期間となっており、未加入期間は国民年金保険料の納付書は発行されないため、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、A 市は、請求者に係る請求期間の国民年金被保険者資格の取得、国民年金保険料の納付及び国民健康保険被保険者記録は文書の保存年限を経過しているため当時の資料を保管しておらず、確認できない旨回答していることから、請求者に係る請求期間の国民年金被保険者資格の取得及び国民年金保険料の納付について確認することができない。

さらに、社会保険オンラインシステムにより請求者の旧姓による氏名検索を行っ

たが、請求者に対して別の基礎年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、請求期間後に厚生年金保険被保険者資格を取得したB社（現在は、C社）において、請求期間の国民年金保険料納付額を平成9年分給与所得の年末調整の際に社会保険料控除額として申告したと思う旨陳述しているところ、C社人事総務部担当者は、B社の従業員に係る資料は引き継いでいない旨陳述していることから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを確認することができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す領収証書及び関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2300159 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2300032 号

第 1　結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 44 年生
住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　平成 6 年 4 月 1 日から平成 7 年 3 月 25 日まで

私は、平成 6 年 4 月 1 日から平成 7 年 3 月 24 日まで、A 事業所（現在は、B 社 A 事業所。以下「A 事業所」という。）を本事業所とし、市内の事業所に巡回非常勤職員として勤務していたので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3　判断の理由

A 事業所を管轄する B 社 C 支社から提出された請求者の履歴書及び同社の回答並びに請求者から提出された非常勤職員雇用状況調書によると、請求者は請求期間において、A 事業所に非常勤職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 12 年 7 月 3 日であり、請求期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、上記非常勤職員雇用状況調書によると、各月の勤務日数は 12 日から 15 日と記載されているところ、B 社 C 支社は、当該調書の勤務日数から判断すると、1 か月の勤務日数が常勤職員の所定勤務日数（21 日）の 4 分の 3（16 日）以上ではないため、請求者は厚生年金保険加入の資格要件を満たしていないと回答している。

さらに、上記履歴書によると、請求者は、請求期間の直前に厚生年金保険被保険者として勤務した D 事業所における任用形態は臨時補充員であった一方、前述のとおり、請求者の A 事業所における任用形態は非常勤職員であったことが確認できるところ、B 社 C 支社及び同社の社会保険・雇用保険事務担当者は、臨時補充員につ

いては任用期間に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたが、非常勤職員については労働条件が加入要件に該当しない場合は厚生年金保険に加入させないこともあった旨回答及び陳述していることから、A事業所では、非常勤職員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、B社C支社は、保存期間の経過により、請求者に係る請求期間の賃金台帳等の資料を保管していない旨回答している上、請求者は、請求期間の給与明細書等を所持していないことから、請求者が請求期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。